

景観形成重点地区(隅田川沿川地区)の景観形成基準に対する措置状況説明書(開発行為)

当該行為における景観づくりに関する考え方	
	記載欄
土地利用	
	まちなみとの調和に配慮した土地利用計画とします。 記載欄
	区画割りによって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観づくりに配慮します。 記載欄
	区画は、オープンスペースや緑地が隅田川沿いのオープンスペースと連続的なものとなるように配慮します。 記載欄
	区画は、建築物等の配置が隅田川に顔を向けやすいものとします。 記載欄
	電線類は、できるかぎり道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置する等の工夫をします。 記載欄
	隅田川への歩行者の動線を確保するよう努めます。 記載欄

造成等	
	大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにします。 記載欄
	擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより圧迫感を軽減します。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--